

森ヒルズリート投資法人
第8回投資主総会 質疑応答要旨
(2019年4月23日開催)

Q1

第2号議案及び第3号議案について、役員の年齢の上限は定められているのか。

A1

役員の年齢及び在任期間についての法令上の定めはなく、上限は定めていない。

Q2

第2号議案及び第3号議案について、執行役員及び監督役員に欠員が出た場合、対応はどうするのか。補欠役員の選任は必要ないのか。

A2

役員に欠員が出た場合は、投資主総会を開催し役員を選任することになるが、任期中に欠員が生じる可能性は極めて低いと考えられるため、補欠役員は選任していない。

Q3

第2号議案の執行役員選任について、礪部執行役員の再任ということでしょうか。また、その他の候補者はいなかったのか。

A3

再任であり、その他の候補者はいなかった。

Q4

第2号議案及び第3号議案について、役員任期中の年齢制限に関する内規はあるのか。

A4

任期中の年齢制限に関する内規はない。なお、役員選任は投資主総会の決議事項となっているうえに、高齢等により業務執行上、役員としてそぐわないと判断される場合、候補者として提案しない。